

北上市基準該当障害福祉サービス事業所登録等規則の一部を改正する規則

北上市基準該当障害福祉サービス事業所登録等規則（平成25年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特例介護給付費等の支給等） 第7条 市長は、<u>法第5条第22項</u>に規定する支給決定障害者等が登録事業所から基準該当障害福祉サービスを受けた場合において、必要があると認めるときは、法第30条第1項の規定により特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「特例介護給付費等」という。）を支給する。 2 [略]	（特例介護給付費等の支給等） 第7条 市長は、<u>法第5条第24項</u>に規定する支給決定障害者等が登録事業所から基準該当障害福祉サービスを受けた場合において、必要があると認めるときは、法第30条第1項の規定により特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「特例介護給付費等」という。）を支給する。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。